

岩手県ギャンブル等依存症 対策推進計画

令和3年3月

岩手県



岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画 目次

I	計画に関する基本的事項	4
1	計画策定の趣旨	4
2	計画の位置づけ	5
3	計画の期間	5
4	ギャンブル等依存症とは	5
(1)	医学上の定義	5
(2)	法律上の定義	5
(3)	ギャンブル等依存症に関連する様々な問題	6
II	本県のギャンブル等依存症をめぐる状況	8
1	岩手県内のギャンブル等の実施状況	8
(1)	岩手県内の公営競技の状況	8
(2)	岩手県内のぱちんこ店舗数及びぱちんこ台数の状況	8
2	ギャンブル等依存が疑われる者等の状況	11
(1)	国内のギャンブル等依存が疑われる者の状況	11
(2)	県内のギャンブル等依存が疑われる者の状況	11
(3)	精神保健福祉センター及び保健所における相談対応状況	12
(4)	医療機関におけるギャンブル等依存症の診療実績	13
3	ギャンブル等依存症に起因する様々な問題の状況	13
(1)	東北財務局におけるギャンブル等に起因する多重債務相談の状況	13
(2)	犯行の動機がギャンブル等依存である刑法犯の総検挙件数の状況	14
4	ギャンブル等依存症の影響が考えられる問題の状況	14
(1)	個人破産件数の状況	14
(2)	児童相談所における児童虐待の相談対応件数	15
(3)	配偶者暴力相談件数	15
(4)	自殺者数及び自殺死亡率の状況	16

5	ギャンブル等依存症に係る医療提供体制等.....	18
(1)	県内のギャンブル等依存症に対応できる医療機関.....	18
(2)	ギャンブル等依存症の自助グループ等.....	18
III	計画の基本的な考え方.....	20
1	基本理念.....	20
2	基本的な方向性.....	20
(1)	正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する取組の推進.....	20
(2)	誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制の充実.....	20
(3)	医療における質の向上と連携の促進.....	21
(4)	ギャンブル等依存症者である者等の円滑な回復と社会復帰のための取組の推進.....	21
3	取組にあたり留意する視点.....	21
(1)	東日本大震災津波被災者等への配慮.....	21
(2)	家族への支援.....	21
(3)	人材の育成.....	22
IV	基本的施策.....	23
1	正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する取組の推進.....	23
(1)	教育の推進等.....	23
(2)	不適切なギャンブルの誘引の防止.....	24
2	誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制の充実.....	28
(1)	相談支援体制の整備.....	28
(2)	相談支援等を行う人材の育成.....	31
3	医療における質の向上と連携の促進.....	35
(1)	ギャンブル等依存症に係る医療の充実等.....	35
(2)	関係機関・団体との連携の促進.....	36
4	ギャンブル等依存症である者等の、円滑な回復と社会復帰のための取組の推進.....	37
(1)	社会復帰の支援.....	37

(2) 民間団体の活動に対する支援.....	38
5 推進状況の管理.....	39
V 推進体制等.....	41
1 推進体制とそれぞれの責務.....	41
(1) 推進体制.....	41
(2) それぞれの責務.....	41
2 関連施策との有機的な連携.....	42
3 計画の評価及び見直し.....	42
【参考資料】	43
1 ギャンブル等依存症対策基本法.....	43
2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画（概要）	52
3 岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱.....	53
4 自助グループ等一覧.....	55
5 簡易スクリーニングテスト.....	56

I 計画に関する基本的事項

1 計画策定の趣旨

- 公営競技やぱちんこをはじめとするギャンブル等は、多くの人々が、趣味の一つとして健全に楽しんでいる一方で、過度にのめり込むことにより、本人やその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるだけでなく、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を引き起こすおそれがあります。
- また、ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る可能性があり、適切な支援によって回復可能であるにも関わらず、当事者や家族が問題の深刻さを認識しにくいといったことに加え、対応に当たる専門医療や相談支援体制が乏しいこと、治療や相談支援等に必要な情報を得にくいといった理由等から、ギャンブル等依存症である者等やその家族等に対する支援が必ずしも十分でない現状にあります。
- このような状況のもと、国においては、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的とした「ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号、以下「基本法」という。）を平成30年10月に施行するとともに、平成31年4月には、同法に基づく「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を策定しました。
- こうした経過を踏まえ、本県においても、基本法の規定により、国の計画を基本とするとともに、本県の実情に即した「岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することとしました。
- 関係機関・団体と連携しながら、本計画に基づくギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、県民が生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境づくりに寄与することにより、いわて県民計画（2019～2028）に掲げる基本目標である「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を目指していきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、基本法第13条第1項に規定する「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」に位置づけるものであり、「岩手県保健医療計画」、「岩手県アルコール健康障害対策推進計画」、その他の保健・医療・福祉の各分野に関する計画との調和を図りつつ、本県のギャンブル等依存症対策の基本的な考え方や方向性、対策を推進するための取組及び目標を明らかにするものです。

3 計画の期間

この計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度までの3か年計画とします。

4 ギャンブル等依存症とは

(1) 医学上の定義

ギャンブル等依存症は、1970年代後半にWHO（世界保健機関）において「病的賭博」という名称で正式に疾患として認められましたが、その後の研究により、ギャンブルが「やめたくても、やめられない」行動嗜癖のメカニズムとアルコール依存症や薬物依存症などの物質使用障害との類似点が判明したため、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類（国際疾病分類）第10版1990年）において、アルコール依存症等の物質使用障害と同じ疾病分類（物質使用障害及び行動嗜癖）に「病的賭博」として、最新版のICD-11（同第11版2018年）においては「ギャンブル障害」として位置づけられています。

また、APA（アメリカ精神医学会）が刊行する診断マニュアルの最新版であるDSM-5（精神疾患の分類と診断の手引き第5版2013年）においても、「ギャンブル障害」として、診断基準が定められた精神疾患の一つに分類されています。

(2) 法律上の定義

基本法では、第2条において「『ギャンブル等依存症』とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。（中略））にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されています。

(3) ギャンブル等依存症に関連する様々な問題

① 多重債務

ギャンブル等のために借金を繰り返し、多重債務に陥る場合があります。

② 貧困

ギャンブル等をするために、仕事を休んだり、最終的に、仕事を辞めることにより、収入が途絶え、生活の困窮につながる場合があります。

③ 虐待・DV（ドメスティック・バイオレンス）

家族に内緒で、ギャンブル等に生活費を使い込んだりするなどして、家庭不和に陥り、子どもへの虐待や配偶者へのDVに発展する場合があります。

④ 自殺

ギャンブル等により生じた様々な問題（人間関係、金銭問題等）のために、精神的に追い込まれ、自殺に至る場合があります。

⑤ 犯罪

賭金を確保するために、横領や窃盗などの犯罪に手を染めてしまう場合があります。

●コラム No.1 「ギャンブル等」について

5 ページの説明のとおり、基本法において「ギャンブル等」は、「法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為*」とされていますが、国の基本計画では、現時点で以下の競技等を対象としており、本県の計画においても、これらを対象としています。

なお、ギャンブル「等」依存症となっているのは、法律上でギャンブルとされていない、ぱちんこ、パチスロが対象に含まれているためです。

【公営競技】

競馬、競輪、競艇、オートレース

【ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為】

ぱちんこ、パチスロ

* 偶然に得られる成功や利益を当てにする行為のこと。
近年、オンラインゲームの中には、電子くじを引かせるなど、偶然性を利用してゲームを有利に進めるアイテム等を有料で提供する課金システムを有するものが見受けられますが、ギャンブル等と同じような射幸性が高いものも指摘されています。



※ギャンブル等依存症問題啓発週間
(2020)

●コラム No. 2 DSM-5 によるギャンブル障害の診断基準

- A. 臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行為で、その人が過去 12 カ月間に以下のうち 4 つ（またはそれ以上）を示している。
- (1) 興奮を得たいがために、掛け金の額を増やし賭博をする欲求。
 - (2) 賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる。またはいらだつ。
 - (3) 賭博をするのを制限する、減らす、または中止したりするなどの努力を繰り返して成功しなかったことがある。
 - (4) しばしば賭博に心を奪われている（例：過去の賭博体験を再体験すること、ハンディをつけること、または次の賭けの計画を立てること、賭博をするための金銭を得る方法を考えること、を絶えず考えている）。
 - (5) 苦痛の気分（例：無気力、罪悪感、不安、抑うつ）のときに、賭博をすることが多い。
 - (6) 賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い（失った金を“深追いする”）。
 - (7) 賭博へののめり込みを隠すために、嘘をつく。
 - (8) 賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある。
 - (9) 賭博によって引き起こされた絶望的な経済状態を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む。
- B. その賭博行為は、躁病エピソードではうまく説明されない。

軽度 : 4～5 項目の基準に当てはまる。

中等度 : 6～7 項目の基準に当てはまる。

重度 : 8～9 項目の基準に当てはまる。

II 本県のギャンブル等依存症をめぐる状況

ギャンブル等依存症は、基本法第1条で「（前略）ギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせている（後略）」とされており、これらに関する本県の状況等を以下に示します。

1 岩手県内のギャンブル等の実施状況

(1) 岩手県内の公営競技の状況

本県では、公営競技として岩手競馬が開催されています。

岩手競馬の入場者数は減少傾向にあります。勝馬投票券の発売額は、インターネットによる発売額の増加に伴い、年々増加しています。

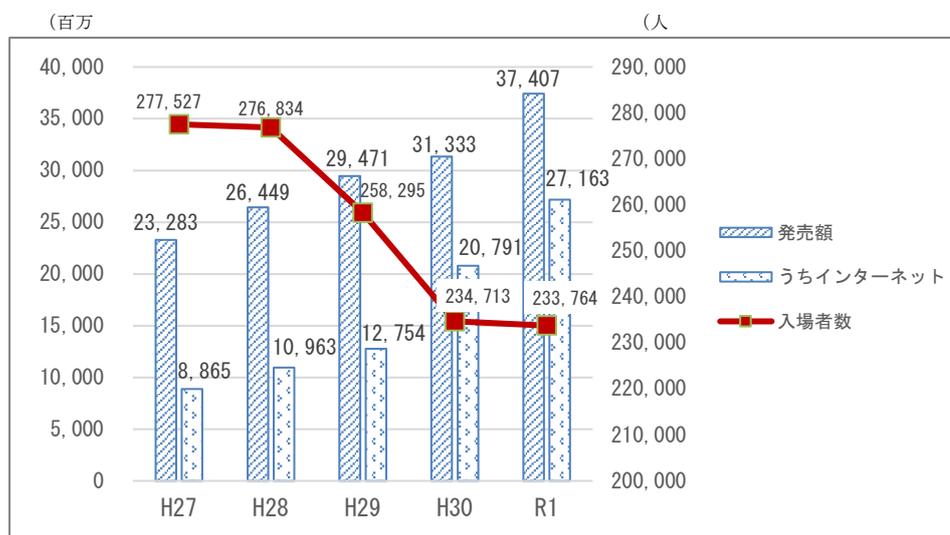
○岩手県内の公営競技の状況

競技場名	所在地	競技施行者
盛岡競馬場	盛岡市新庄字上八木田10	岩手県競馬組合
水沢競馬場	奥州市水沢姉体町字阿久戸1-2	

※場外勝馬投票券発売所等を除く

県内には、盛岡競馬場及び水沢競馬場の2つの競技場があるほか、場外勝馬投票券発売所が5か所あります。また、公益財団法人JKAが主催する競輪の場外勝者投票券発売所が1か所あります。

【岩手競馬の勝馬投票券発売額及び入場者数】



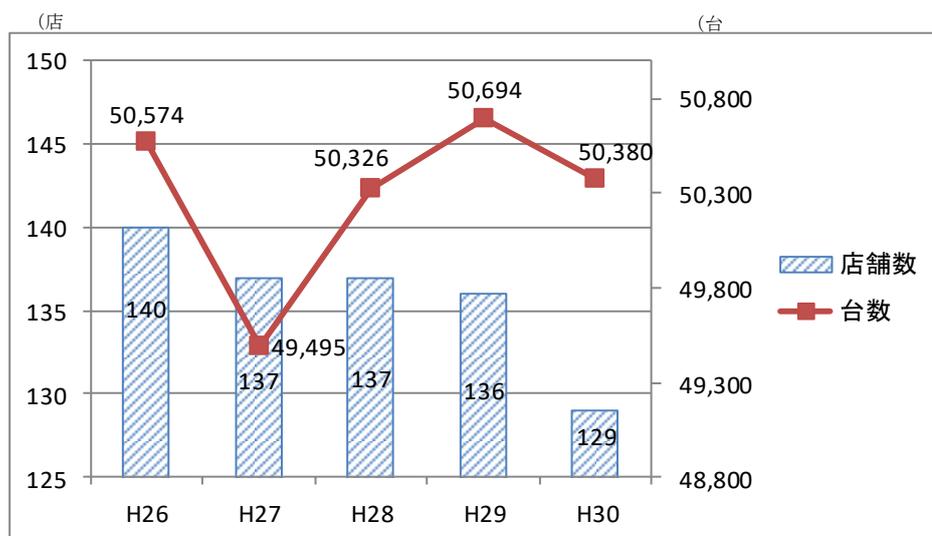
【出典】岩手県農林水産部競馬改革推進室調べ

(2) 岩手県内のぱちんこ店舗数及びぱちんこ台数の状況

本県のぱちんこ店の店舗数は、平成26年度から減少傾向にあります。

また、ぱちんこ台数は、平成27年度から平成29年度にかけて増加した後、減少に転じています。

【岩手県内のぱちんこ店舗数及びぱちんこ台数】



【出典】全日本遊技業協同組合連合会統計

●コラム No. 3 人口 10 万人当たりのぱちんこ店舗数及び遊技機台数（上位 20 位）

令和元年度の本県の人口 10 万人当たりのぱちんこ店舗数及び遊技機台数を全国と比較すると、ぱちんこ店舗数が全国で第 10 位、遊技機台数は全国で第 17 位となっています。

【ぱちんこ店舗数】

順位	都道府県名	人口10万人当たり 店舗数(軒)
1	鹿児島県	13.55
2	高知県	12.03
3	鳥取県	11.87
4	宮崎県	11.74
5	長崎県	11.08
6	秋田県	10.87
7	大分県	10.84
8	島根県	10.68
9	青森県	10.19
10	岩手県	10.19
11	福島県	10.02
12	栃木県	9.51
13	北海道	9.47
14	山口県	9.43
15	福井県	9.38
16	山形県	9.28
17	広島県	8.99
18	熊本県	8.87
19	徳島県	8.79
20	愛媛県	8.74

【遊技機台数】

順位	都道府県名	人口10万人当たり 遊技機台数
1	宮崎県	5,745.95
2	鹿児島県	5,110.92
3	大分県	5,033.57
4	青森県	4,513.88
5	長崎県	4,442.65
6	熊本県	4,434.84
7	鳥取県	4,413.67
8	福井県	4,404.04
9	高知県	4,403.01
10	山口県	4,242.78
11	秋田県	4,162.84
12	福島県	4,161.54
13	栃木県	4,142.55
14	佐賀県	4,058.40
15	徳島県	4,025.82
16	北海道	3,982.61
17	岩手県	3,965.20
18	岐阜県	3,904.88
19	和歌山県	3,900.86
20	愛媛県	3,859.22

【出典】人口推計（総務省）

全日本遊技業協同組合連合会統計（店舗数、遊技機台数）

2 ギャンブル等依存が疑われる者等の状況

(1) 国内のギャンブル等依存が疑われる者の状況

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が、平成28年度から平成30年度にかけて実施した「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」（平成29年9月29日 全国調査結果の中間取りまとめ）によると、平成29年度全国調査における調査対象者の過去1年以内ギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合は、成人の0.8%と推計されています。

【参考：平成29年度全国調査の概要】

- ① 研究実施主体 AMED（国立病院機構久里浜医療センターに委託して実施）
- ② 調査方法 面接調査（SOGS（50ページ参照）簡易スクリーニングテスト）
- ③ 調査対象者 10,000名（全国の住民基本台帳から無作為抽出）
- ④ 回答者数 4,685名（回答率46.9%）
- ⑤ ギャンブル等依存が疑われる者 0.8%（SOGS5点以上、過去1年以内）

(2) 県内のギャンブル等依存が疑われる者の状況

本県において、ギャンブル等依存の状況について調査した資料はありませんが、仮に上記（1）の全国調査による推計値を、本県の成人人口に単純にあてはめた場合、本県において「ギャンブル等依存が疑われる者」は、およそ8,000人と見込まれます。

【参考：本県のギャンブル等依存症が疑われる者の状況】

令和元年10月1日現在の人口総数 1,226,430人（岩手県人口移動報告年報）

うち成人人口 1,033,947人

成人人口の0.8% ⇒ 8,271人 ≒ 8,000人

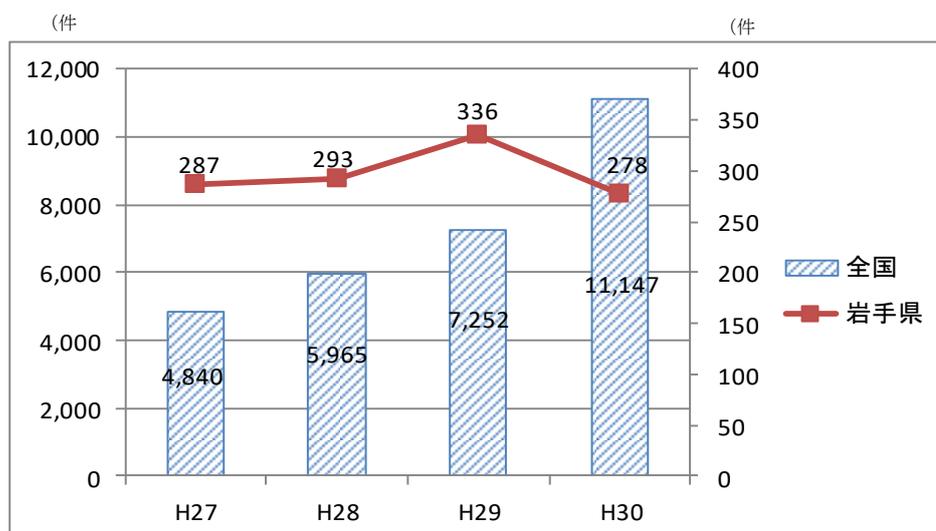
(3) 精神保健福祉センター及び保健所における相談対応状況

精神保健福祉センター及び各保健所では、ギャンブル等依存症に係る相談を電話又は面談により受けています。

精神保健福祉センターにおける相談対応件数は、全国では増加傾向であり、本県においては、毎年 300 件近い相談が寄せられています。

保健所における相談対応件数は、全国では、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて増加しており、本県においては、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大きく増加した後、減少しています。

【精神保健福祉センターにおける相談対応状況】

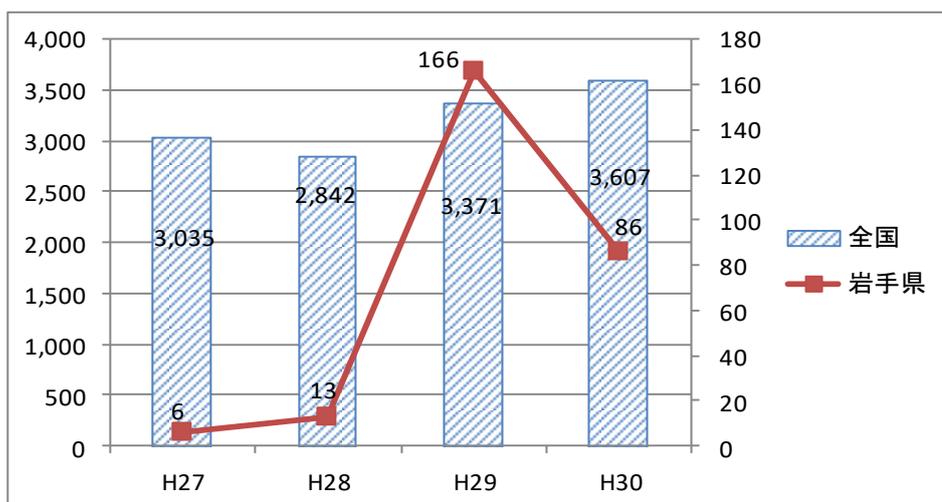


【出典】 衛生行政報告例（厚生労働省）

【保健所における相談対応状況】

(件)

(件)

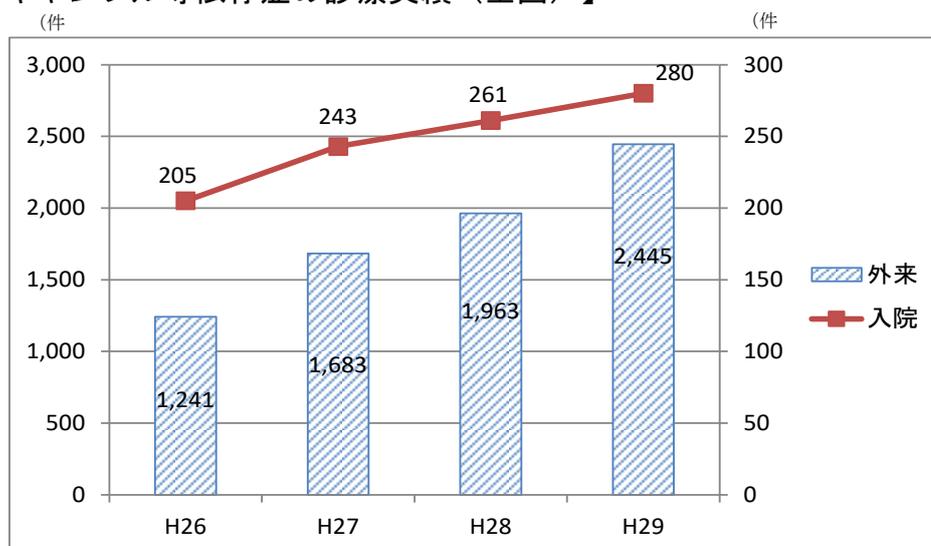


【出典】地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

(4) 医療機関におけるギャンブル等依存症の診療実績

全国のギャンブル等依存症の診療実績は、外来患者数、入院患者数とも平成 26 年度から平成 29 年度にかけて増加しています。

【ギャンブル等依存症の診療実績（全国）】



【出典】NDB オープンデータ（厚生労働省）

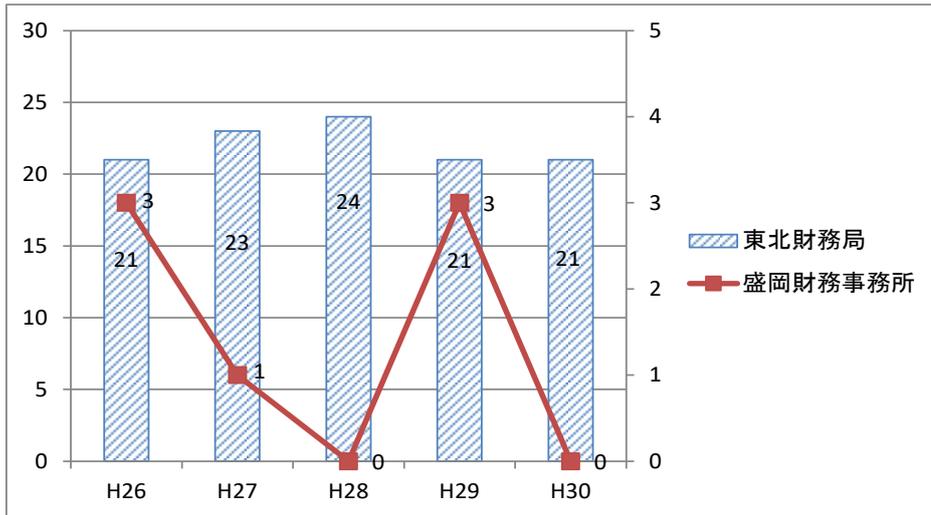
3 ギャンブル等依存症に起因する様々な問題の状況

(1) 東北財務局におけるギャンブル等に起因する多重債務相談の状況

東北財務局におけるギャンブル等に起因する多重債務に関する相談件数は、毎年 21 件～24 件で推移しており、そのうち、盛岡財務事務所で受け付けた相談は、3 件前後となっています。

【ギャンブル等に起因する多重債務相談の受付件数】

(件) (件)

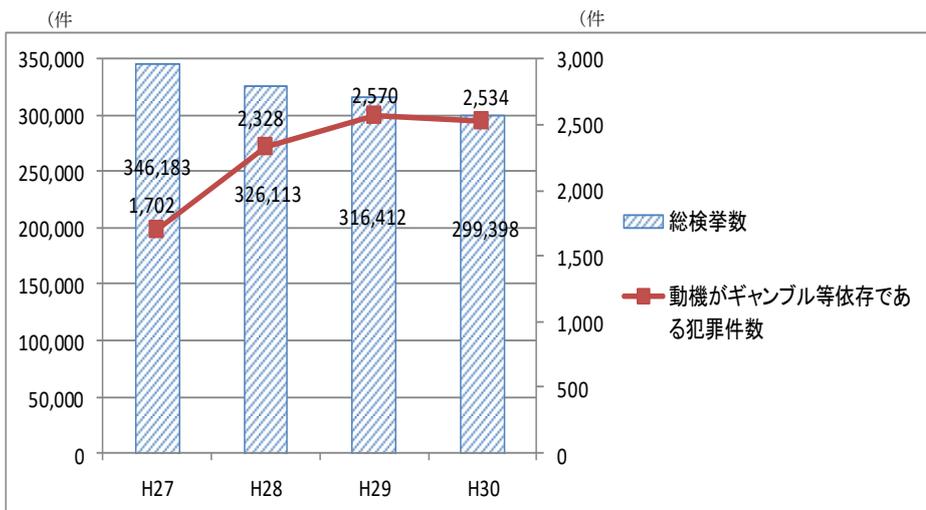


【出典】多重債務相談の受付状況について（東北財務局）

(2) 犯行の動機がギャンブル等依存である刑法犯の総検挙件数の状況

全国の刑法犯の総検挙件数は減少していますが、ギャンブル等依存が犯行の動機である刑法犯の数は増加から横ばいとなっています。

【刑法犯の総検挙件数】



【出典】犯罪統計資料（警察庁）

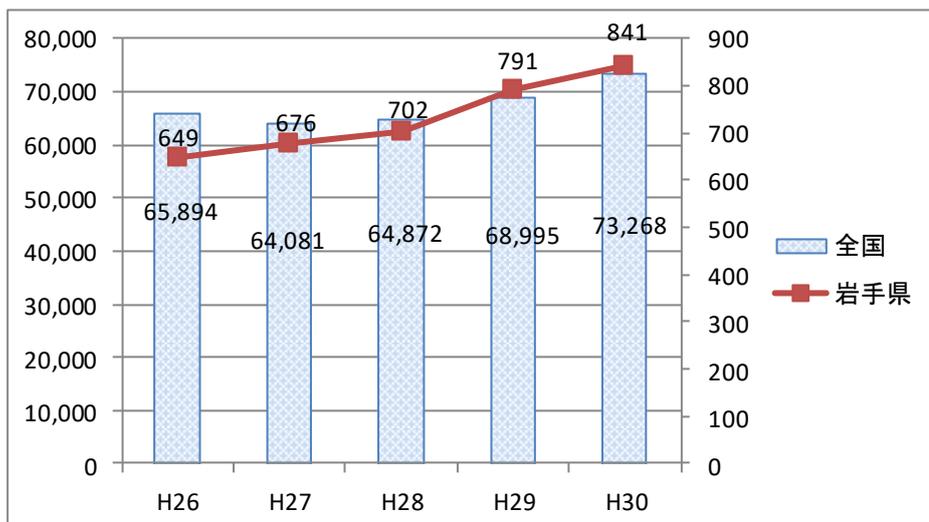
4 ギャンブル等依存症の影響が考えられる問題の状況

(1) 個人破産件数の状況

裁判所に対して申立てが行われた個人破産件数は、全国、本県とも、増加傾向となっています。

【個人破産の申立て件数】 ※ギャンブル等依存以外の要因を含む

(件) (件)

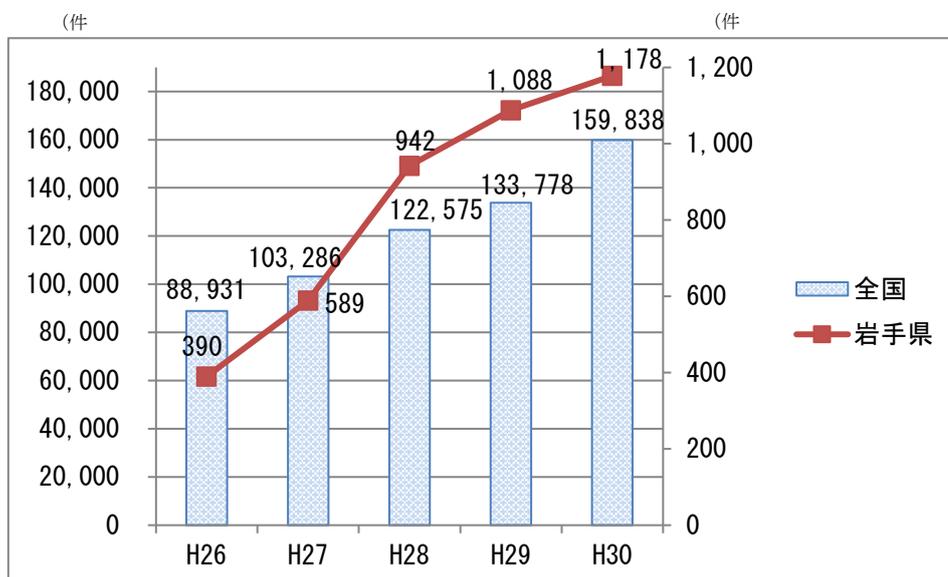


【出典】全国 : 裁判所データブック 2019 (法務省)
 岩手県 : 裁判所統計月報の数値を合計 (法務省)

(2) 児童虐待の相談対応の状況

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、全国、本県とも増加しています。

【児童相談所における児童虐待の相談対応件数】※ギャンブル等依存以外の要因を含む

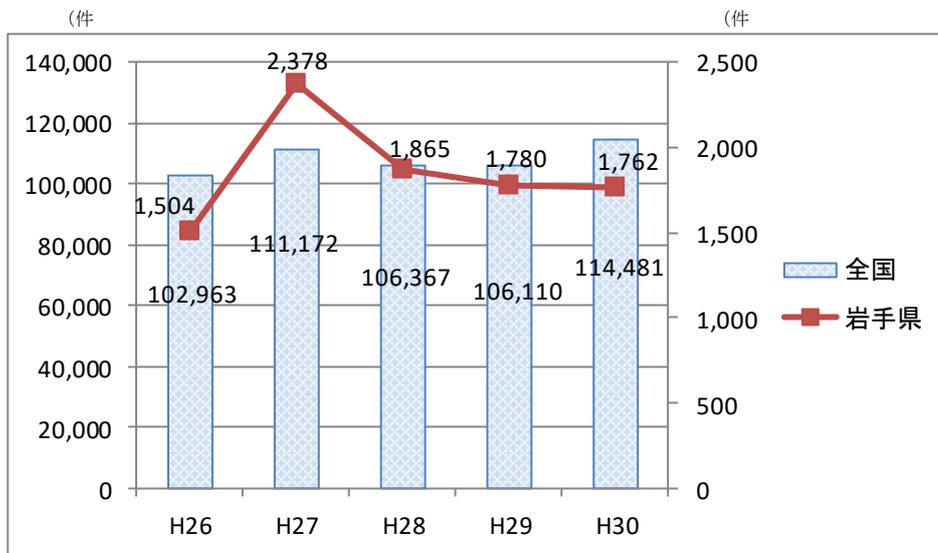


【出典】福祉行政報告例 (厚生労働省)

(3) 配偶者暴力相談件数

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、全国においては増加傾向、本県においては、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて増加した後、減少しています。

【配偶者暴力相談件数】 ※ギャンブル等依存以外の要因を含む

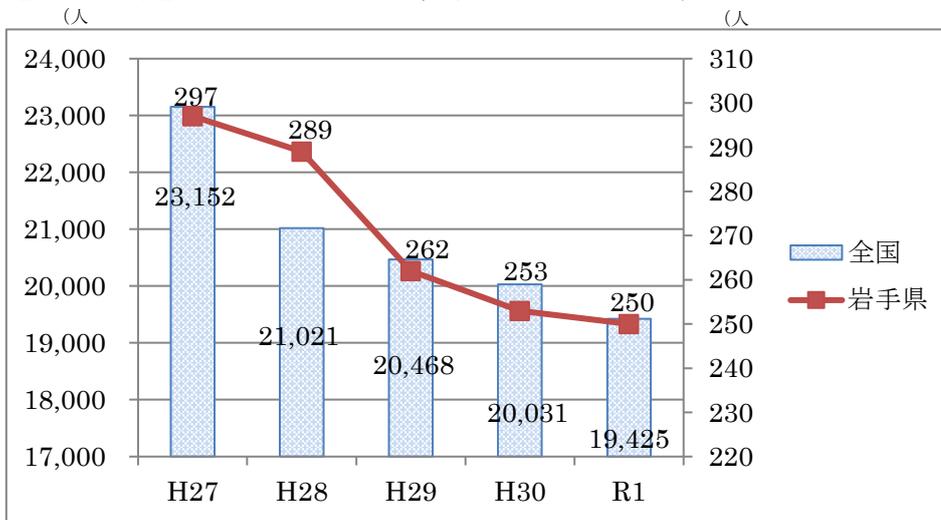


【出典】 配偶者暴力相談支援センターの相談件数（内閣府）

(4) 自殺者数及び自殺死亡率の状況

自殺者数及び人口動態統計に基づく人口 10 万人当たりの自殺死亡率については、全国、本県とも減少傾向となっています。

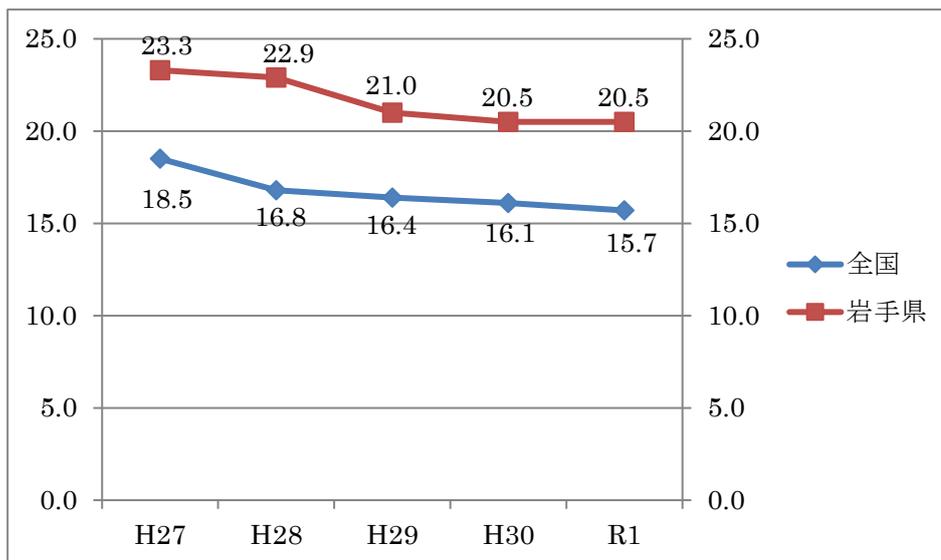
【自殺者数】 ※ギャンブル等依存以外の要因を含む



【出典】 人口動態統計（厚生労働省）

【自殺死亡率】 ※ギャンブル等依存以外の要因を含む

% %



【出典】人口動態統計（厚生労働省）

5 ギャンブル等依存症に係る医療提供体制等

(1) 県内のギャンブル等依存症に対応できる医療機関

県が運営している「いわて医療ネット～岩手県医療機関検索サービス～」には、県内のギャンブル等依存症に対応している医療機関として17医療機関（令和2年11月1日現在）が登録されており、精神科病院以外にも総合病院の精神科や神経内科、地域の精神科クリニック等一般診療所でも診療が行われています。

○ギャンブル等依存症に対応できる医療機関（令和2（2020）年11月現在）

（機関）

2次医療圏	盛岡	岩手 中部	胆江	両磐	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸	合計
精神科病院	4	1	1	0	0	0	0	1	0	7
その他の病院	1	1	1	0	0	1	0	0	1	5
診療所	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
計	9	3	2	0	0	1	0	1	1	17

【出典】いわて医療ネット <http://www.med-info.pref.iwate.jp/>

(2) ギャンブル等依存症の自助グループ等

岩手県内には、当事者やその家族が、お互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することでお互いに支えあうことを目的としたGA¹やギャマノン²等の自助グループがあり、定期的にミーティング等を開催しています。

○県内の自助グループ等

団体等名	活動内容
GA（ギャンブラーズ・アノニマス）盛岡グループ	当事者によるミーティング等
ギャマノン盛岡グループ	当事者の家族によるミーティング等
消費者信用生活協同組合「語り合い空間」	信用生協主催の当事者及びその家族によるグループミーティング等

【出典】GA日本インフォメーションセンターホームページ <http://www.gajapan.jp/>

ギャマノン日本サービスオフィスホームページ <http://www.gam-anon.jp/home>

消費者信用生活協同組合ホームページ <http://www.cfc-ss.coop/>

¹ 「GA」とは、ギャンブラーズ・アノニマスの略で、ギャンブル等依存症からの回復を目指す当事者のグループ。ギャンブルをやめたいという意志さえあれば、誰でも参加することが可能。

² 「ギャマノン」とは、ギャンブル等依存症の当事者からの影響を受けた家族・友人等のグループ。参加資格は特に無く、誰でも参加することが可能。

●コラム No. 4 自助グループ等の活動について

自助グループは、ギャンブル等依存症からの回復に向けて、同じ問題を抱えた人たちが、グループメンバーと体験を共有し、分かちあい、自分の抱える問題や悩みをしっかりと直視して自分を変化させていくことを目的に結びついた集団です。

家族会は、依存症者を家族にもつ人たちが、お互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することでお互いに支えあう会です。

●GA（ギャンブラーズ・アノニマス）

ギャンブル等依存症の問題を抱える当事者のグループです。

1957年にアメリカで発足して以来、世界中に広まっており、日本国内では、令和2年4月現在、46都道府県で196グループが活動しています。

メンバーは、本名を明かす必要はなく匿名で参加しています。定期的なミーティング活動を行っており、ミーティングでは、12ステップのプログラム*を活用し、互いの過去の経験や現在の状況を語り合います。

ミーティングは、聞きっぱなし・言いっぱなしが基本で、議論などは行いません。普段の生活では言えないことをミーティングで語り、また、自分が直面した問題の解決方法を共有する事により、お互いに希望を分かち合う重要な側面もあります。

GAへの参加は、ギャンブルをやめたいという願いだけであり、会費も不要で、会場を直接訪問するだけで参加することができます。

詳しくは、GAのホームページをご参照下さい。

HPアドレス：<http://www.gajapan.jp/index.html>

*12ステップのプログラム：嗜癖（アディクション）、強迫性障害、その他行動問題からの回復のための、ガイドライン方針リスト。

●ギャマノン

ギャンブル等依存症の問題を抱えた当事者からの影響を受けた家族等のためのグループです。家族・友人などの同じ立場の人たちが集まり、定期的にミーティング活動を行っており、本名を明かさずに匿名での参加が可能となっています。

GAと同様に、参加のための資格や会費は必要ありません。

参加することで、悩みや苦しみを分かち合い、勇気や元気をもらい、お互いを支え合うために活動しています。

詳しくは、ギャマノンのホームページをご参照下さい。

HPアドレス：<http://www.gam-anon.jp/>

●「語り合い空間」（消費者信用生活協同組合）

消費者信用生活協同組合では、ギャンブル等依存に悩む当事者や家族等のためのグループミーティングや個別相談を定期的に開催するとともに、専門カウンセラーが当事者や家族からの相談に対応しています。

詳しくは、消費者信用生活協同組合のホームページをご参照ください。

HPアドレス：<http://www.cfc-ss.coop/images/gambl.pdf>

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本法第3条の規定を踏まえ、以下に掲げる事項を基本理念として、本県のギャンブル等依存症対策を推進していきます。

- (1) ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に実施します。
- (2) ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援します。
- (3) ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行います。

2 基本的な方向性

本県のギャンブル等依存症を巡る状況や基本理念を踏まえ、次の4つの方向性に基づいて、ギャンブル等依存症対策を推進していきます。

(1) 正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する取組の推進

ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る可能性があることや、適切な医療や支援により回復が可能であること等の正しい知識の普及に努めるとともに、関係事業者等による予防措置や学校や職場等における予防教育を通じて、不適切なギャンブル等を防止する取組を推進します。

(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制の充実

ギャンブル等依存症である者等を、早期に個々の状況に応じた適切な支援につなげるために、精神保健福祉センターや保健所が行う相談支援に加え、関係機関

や自助グループ等民間団体との連携による新たな相談窓口を設置するなど、相談支援体制の充実を図ります。

(3) 医療における質の向上と連携の促進

ギャンブル等依存症である者等が適切な医療を受けられるよう、専門医療機関の選定及び拡充に努めるとともに、各種研修会の開催等を通じて、ギャンブル等依存症に適切に対応できる医療従事者等支援者を養成します。また、医療機関と相談支援機関、民間団体等の相互の連携を促進します。

(4) ギャンブル等依存症者である者等の円滑な回復と社会復帰のための取組の推進

ギャンブル等依存症である者等の円滑な回復、社会復帰に向けて、地域で活動する自助グループを始めとする民間団体への支援等に加え、職場を含め広く社会全体における理解の促進を図ります。

3 取組にあたり留意する視点

それぞれの取組を推進するにあたり、次の3つの視点に留意します。

(1) 東日本大震災津波被災者等への配慮

東日本大震災津波の発災から現在まで、時間の経過とともに被災者が抱える問題は複雑化・多様化する傾向にあります。また、近年、多発する台風等の大規模災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会経済環境の変化も、県民のこころの健康に重大な影響を及ぼしています。

これらの心理的なストレスがギャンブル等依存症につながらないように、災害時のこころのケア対策や災害公営住宅等における見守り活動等と連携して、ギャンブル等依存症対策に取り組みます。

(2) 家族への支援

ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待等の問題を引き起こし、ギャンブル等依存症である者等だけでなく、家族の生活にも多大な影響も及ぼす危険性があることから、家族への支援にも取り組みます。

(3) 人材の育成

ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者が、その業務を行うために必要な知識を十分に得られるよう配慮します。

IV 基本的施策

1 正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する取組の推進

(1) 教育の推進等

【現状等】

- 一般的に、ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る可能性があること、適切な医療や支援により回復が可能であることなどの正しい知識が十分理解されていないため、ギャンブル等による問題が生じて、それがギャンブル等への依存により生じていることに本人や家族が気づかず、適切な医療や支援につながりにくいという課題があります。
- 学校教育においては、これまで、ギャンブル等依存症については、直接的な指導がなされてきませんでした。平成30年3月公示の高等学校の新学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）の保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患を取り上げ、平成30年7月公表の新学習指導要領解説において、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症も含めた依存症について取り上げることとなりました。
なお、新学習指導要領は、令和4年度入学生から年次進行で実施されることとなっています。

【目標】

- ギャンブル等依存症である者等やその家族をできるだけ早期に適切な医療や支援につなげるため、広く県民に対して、積極的な普及啓発や学校教育等を通じて、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ります。

【具体的取組】

① 広報・啓発の推進

- ギャンブル等依存症の理解を深めるための普及啓発イベントの開催等を通じて、ギャンブル等依存症は、誰もがなり得る可能性があること、適切な医療や支援により回復が可能であることなどの正しい知識の普及に努めます。
- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5/14～20）等に合わせて、市町村や関係機関・団体に、啓発用ポスターやリーフレットを配布するなど、ギャンブル等依存症に関する注意喚起や普及啓発を実施します。

- ギャンブル等依存症の正しい知識の普及を図るため、公営競技やぱちんこ等の関係事業者、相談支援機関等と連携しながら、注意喚起・啓発用ポスターの掲示・配布を行います。
- 行政や関係機関・団体のホームページや公式の SNS 等を活用し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識に係る周知を行います。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族が適切な相談支援や治療につながるようにギャンブル等依存症の相談窓口や、ギャンブル等依存症に対応した医療機関の周知を行います。

② 学校における啓発の推進

- 新学習指導要領に基づくギャンブル等依存症を含む依存症に関する教育が、令和4年度の高等学校入学生から開始されることを踏まえ、教育現場におけるギャンブル等依存症に関する理解を深めるため、国が作成した「ギャンブル等依存症指導参考資料」の教育現場への周知等を行います。
- 国が作成した発達段階に応じた子ども向け啓発資料等を、保健の授業において活用するなどして、児童・生徒のギャンブル等依存症に関する理解を深めます。

③ 家庭における啓発の推進

- 学校で行われるギャンブル等依存症に関する教育の内容を、各家庭で共有する等、家庭におけるギャンブル等依存症への理解と予防への協力を求めています。

(2) 不適切なギャンブルの誘引の防止

【現状等】

- 競馬主催者においては、レース開催告知ポスターや新聞広告、競走番組表（出馬表）等を用いた注意喚起や、未成年者による勝馬投票券購入防止対策、本人又は家族の申告による競馬場への入場やインターネット投票の制限の実施等に取り組んでいます。
- ぱちんこ事業者団体では、ぱちんこへの依存防止対策を担う専門員の養成や広告・宣伝への注意喚起標語の掲載など、ぱちんこへの過度なめり込みを防ぐための様々な取組を行っています。

【目標】

関係事業者と連携し、社会全体で、不適切なギャンブル等の誘引の防止を図ります。

【具体的取組】

① 関係事業者による取組の推進

<競馬主催者>

- レース開催告知ポスターや新聞広告、競走番組表（出馬表）等に「馬券は20歳になってから。程よく楽しむ大人の遊び。」の全国統一キャッチコピーを表記し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動に取り組みます。
- 勝馬投票券の購入を来場者本人がやめることを望む場合、又は家族が本人に購入をやめさせることを望む場合には、本人の競馬場への入場やインターネット投票の制限を行います。
- 未成年者の勝馬投票券購入防止対策のため、注意喚起テロップの放映や、勝馬投票券の購入又は譲受け禁止の場内放送、警備員による声掛け等を行います。

<ぱちんこ事業者>

- ぱちんこへの依存防止対策を行う「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を養成し、ぱちんこの依存問題に関する相談に対応します。
- 各種広告・宣伝の際には、共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」の掲載に努めます。
- 来店者が1日の遊技使用上限金額を申告し、上限に達した場合に、従業員が当該来店者に警告する「自己申告プログラム」や、本人の同意を得た家族からの同意に基づき、本人のぱちんこ営業所への入店を制限する「家族申告プログラム」の導入に努めます。

<競馬主催者・ぱちんこ事業者共通>

- 外部講師による研修会を開催するなど、従業員のギャンブル等依存症への理解を深める取組を実施します。

② 広報・指導等

- 県においては、県民に対する啓発活動により、不適切なギャンブル等の誘引の防止に関する取組を促します。

- 警察においては、引き続き遊技業の業務の適正化を図るための指導・取締りを推進するとともに、違法に行われるギャンブル等の取締りの強化を図ります。

●コラム No. 5 関係事業者による取組について

競馬主催者や、ぱちんこ業界は、ギャンブル等への過度なめり込み等を防止するために、ホームページでの注意喚起や相談窓口の掲載等を行っています。

〔競馬主催者の例〕

※JRA 日本中

央競馬会ホーム

ページより (<https://www.jra.go.jp/company/social/disorder/>)

競馬をお楽しみいただくために（のめり込みに不安のある方へ）

©2017年4月3日 □Info (<http://www.iwatekeiba.or.jp/category/info/>)・競馬報告 (<http://www.iwatekeiba.or.jp/category/kumiai/>)

□HOME (<http://www.iwatekeiba.or.jp/>) > Info (<http://www.iwatekeiba.or.jp/category/info/>) > 競馬をお楽しみいただくために（のめり込みに不安のある方へ）

[{/#facebook}](#) [{/#twitter}](#) [{/#line}](#) [{/#evernote}](#)

これまで岩手競馬は、盛岡競馬場と水沢競馬場の二つの競馬場を舞台に、多くのお客様楽しんでいただいております。

今後も末永く岩手競馬をお楽しみいただくためにも、勝馬投票券は適度に楽しんでいただきたいと考えております。

勝馬投票券の購入にのめりこんでしまう不安のある方に向けて、相談窓口を設けておりますので、以下までご連絡ください。

≪公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター≫

●電話カウンセリング 0120-321-153

※フリーダイヤルです。

※ご利用になる場合は、上記電話番号にてご予約をお願いします。

※予約受付時間：平日9時～20時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

●メールカウンセリング <https://tms-soudan.com/gamble/> (<https://tms-soudan.com/gamble/>)

※受付から概ね3営業日以内に返信いたします。

■競馬場等への入場制限

ギャンブル障害の恐れのあるご本人又はご家族からの申請に基づき、競馬場及び場外発売所への入場を制限させていただきます。制度を設けております。

<本人申請による入場制限>

入場制限を希望されるご本人様の申請に基づき、岩手競馬各施設への入場を制限させていただきます。

申請方法：下記窓口までお問い合わせください。

<家族申請による入場制限>

入場制限の対象となる方のご家族からの申請に基づき、岩手競馬各施設への入場を制限させていただきます。

入場制限事由：①医師からギャンブル障害の診断を受けている場合

②勝馬投票券の購入金額に照らして、本人と家族の生活維持に重大な影響を及ぼしていると認められる場合

申請できる家族：入場制限の対象となる方と同居している親族（6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族）、その他岩手県競馬組合が認めた者

申請方法：下記窓口までお問い合わせください。

※岩手競馬オ

ムページより (<http://www.iwatekeiba.or.jp/news/170403-2>)

フィシャルホー

〔ぱちんこ業界の例〕

ぱちんこは適度に楽しむ遊びです。

ぱちんこ依存は、ひとりで悩まずお電話を
相談窓口 ☎050-3541-6420
平日 10:00～16:00

特定非営利活動法人 リカバリーサポート・ネットワーク

※一般社団法人 日本遊技関連事業協会ホームページより (<https://www.nichiyukyo.or.jp>)

自己申告・家族申告 プログラム



のめり込みを抑制したいお客様をサポートします！

自己申告プログラム



1日の遊技金額 1ヶ月の来店回数 1日の遊技時間

お客様のご希望により、遊技金額、来店回数、遊技時間の中からお選びください。
遊技金額、来店回数については、その上限設定値を超えた場合、ホールスタッフが次の来店日にお知らせします。
遊技時間については、当日、申込み時間に達したとき、お知らせします。

▶ 申込書を提出

▶ 利用上限に到達

▶ 店舗スタッフ
からお知らせ

入店制限

お客様ご自身に入店・遊技をしないことを宣言していただき、もし当店で遊技が確認された場合、店舗スタッフが退店のお声がけをするプログラムです。

家族申告プログラム(入店制限)

ご家族からの申込みでお客様(本人)の入店制限をします。
お客様(本人)の同意書も必要です。
もし当店で遊技が確認された場合、店舗スタッフが退店のお声がけをするプログラムです。



※パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会ホームページより

(http://www.anshingoraku.link/izon_nomerikomi.html)

※パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会ホームページより

(http://www.anshingoraku.link/izon_torikumi.html)

2 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制の充実

(1) 相談支援体制の整備

【現状等】

- 精神保健福祉センター及び各保健所においては、「こころの健康相談」としてギャンブル等依存症に関する相談を来所又は電話により受け付けており、平成30年度には、精神保健福祉センターが278件、保健所が86件の相談に対応しました。（11ページ参照）
- 県民生活センター、法テラス等においては、ギャンブル等依存症に関連した多重債務の相談に対応しています。
- 消費者信用生活協同組合においては、ギャンブル等依存を含めた様々なお金に関する相談を行っており、令和元年度には、100件のギャンブル等依存に関する相談に対応しました。
- 競馬主催者においては、ギャンブル等依存症相談窓口を設置し、全国公営競技施行者連絡協議会が設置した「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の周知等に努めています。
- ぱちんこ事業者団体においては、ぱちんこへの依存に関する相談に対応する「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の配置や、ぱちんこ依存に関する相談機関であるリカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）の周知等に努めています。
- 本県におけるギャンブル等依存が疑われる者の推計約8,000人と比較すると相談件数が少なく、相談窓口が必ずしも十分に利用されていないと考えられることから、各相談窓口の一層の周知と活用の促進が必要です。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族は、ギャンブル等依存症のほか、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の様々な問題を抱えていることがあり、個々の状況に応じた適切な相談支援が求められています。
- ギャンブル等依存症である者等の家族が、お互いの悩みを話し合い、ギャンブル等による問題への対応を学べる場が求められています。
- ギャンブル等依存症である者等やその家族が、できるだけ早期に適切な医療や支援を受けるためには、関係事業者が運営する相談窓口に加え、身近な地域の相談窓口の設置や周知、関係機関・団体相互の連携体制の構築が必要です。

【目標】

相談から治療、回復支援に係る機関相互の情報共有と連携の促進を図ることにより、地域において、ギャンブル等依存症である者等やその家族が適切な支援を受けられる体制を構築します。

【具体的取組】

① 地域における相談支援体制の整備及び周知

- ギャンブル等依存症である者等やその家族が必要な治療や支援を受けられるよう、地域における相談窓口を設置するとともに、広く周知を図ります。
- 精神保健福祉センター、保健所及び市町村において、「こころの健康相談」等を実施し、ギャンブル等依存症に関する相談に対応します。
- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症である者等の家族が、依存症についての正しい知識と対処法を習得し、適切な対応を行うことができるようにするための「依存症家族教室」を開催します。
- 精神保健福祉センターにおいて、効果的な相談支援を行うための専門プログラムの導入に努めます。
- 県民生活センターや法テラス等の関係機関・団体の相談窓口において、ギャンブル等依存症に起因する消費生活相談や多重債務に関する相談に対応し、適切な支援につなげます。
- 消費者信用生活協同組合において、専門相談員による「お金の悩みホットライン」を実施し、ギャンブル等依存に係るお金の悩みの相談に対応します。
- 競馬主催者が設置する相談窓口において、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の周知を図るとともに、相談を必要としている人に対し、同センターへの相談を促します。
- ぱちんこ事業者団体において、ぱちんこへの依存に関する相談に対応する「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、「自己申告プログラム」等のギャンブル等依存症の防止対策や、RSN、精神保健福祉センター等の相談機関の紹介を行います。
- 生活困窮者自立支援制度に係る自立相談支援機関や生活保護の実施機関において、ギャンブル等依存に起因する問題に関する相談に対応し、適切な支援につなげます。

- 虐待やDV、犯罪等の問題に対応する関係機関において、ギャンブル等依存に起因する問題に関する相談に対応し、適切な支援につなげます。
- 東日本大震災津波の被災地における被災者のこころのケアを実施している岩手県こころのケアセンターにおいて、ギャンブル等依存を含むこころの相談に対応します。
- 東日本大震災津波被災地で被災者の見守り相談支援を行う生活支援相談員の活動の中で、対象世帯のギャンブル等依存に起因する問題についても把握に努め、適切な支援につなげます。
- 岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会において、関係機関・団体の取組状況に係る情報共有や、課題に関する検討を行い、日常的な連携につなげていきます。

(2) 相談支援等を行う人材の育成

【現状等】

- 精神保健福祉センターでは、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の相談支援に携わる職員等を対象に、依存症について理解を深めることや、本人支援に必要な技術を習得することを目的とした「依存症支援者研修」を開催しています。
- 国が指定した依存症対策全国拠点機関では、依存症の相談支援にあたる職員を対象とした、依存症である者やその家族からの相談への対応力を強化するための研修が実施されており、県内の医療機関等の職員も受講しています。
- 関係事業者においては、従業員のギャンブル等依存症への理解を深める研修の開催や、相談対応にあたる相談員（アドバイザー）の養成等を行っています。

【目標】

ギャンブル等依存症である者等やその家族を出来るだけ早期に、相談、治療及び回復支援につなげることができるよう、相談対応にあたる職員の養成や、資質の向上に努めます。

【具体的取組】

- ① 相談支援等を行う人材の育成

- 精神保健福祉センターにおいて、引き続き、「依存症支援者研修」を開催します。
- 保健所において、ギャンブル等に起因する問題を抱える者及び家族の早期発見・早期介入を目的とした「地域生活支援研修」を開催します。
- ギャンブル等依存症の専門相談に対応する関係機関等に対し、依存症対策全国拠点機関等が実施している「依存症相談対応指導者養成研修」や「地域生活支援指導者研修」等専門研修に関する情報を提供し、受講を呼び掛けます。
- 消費生活相談や、多重債務の相談に対応している関係機関等においては、相談者を適切な関係機関につなぐことができるよう、国の研修への参加等を通じて、ギャンブル等依存に対する理解・知識を深め、対応力の向上に努めます。
- 競馬主催者においては、従業員のギャンブル等依存症への理解を深めるための研修を開催するとともに、外部研修の受講を呼び掛けます。
- ぱちんこ業界は、各店舗において、ぱちんこへの依存に関する相談に対応する「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の養成に努めます。

●コラム No. 6 借金問題への対応について

ギャンブル等依存症からの回復のためには、ギャンブル等により抱えた借金問題の解決も重要であり、下記の相談窓口では、ギャンブル等に関連した借金問題の相談にも対応しています。



○ 借金問題の相談窓口

- ◇ 消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁)
- ◇ 東北財務局盛岡財務事務所 019-622-1637
(平日9時～16時30分(ただし12時～13時を除く) 祝日・年末年始を除く)
- ◇ 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 おなやみなし
(平日9時～21時 土曜日9時～17時 祝日・年末年始を除く)
- ◇ 消費者信用生活協同組合・お金の悩みホットライン 0120-979-874 くなくはなし
(月曜～金曜 9時～18時)

依存症対策全国拠点機関である国立病院機構久里浜医療センターでは、同センターのホームページにおいて、ギャンブル等依存症に起因する借金問題への適切な対処法として、家族等に対し、下記のとおり呼び掛けています。

借金問題への適切な対処法について

多くの家族が治療の相談をする背景には、本人が借金の問題を繰り返すことがあります。

多額の借金が発覚すると、家族は「早く何とかしなくては…」「今回でもう反省してくれるだろう」といった気持ちから、本人に代わって借金を肩代わりするのですが、しばらくするとまた多額の借金が発覚します。

このことは、家族にも生活にも深刻な影響を及ぼすだけではなく、本人のギャンブル問題の後始末となり、さらなる借金の繰り返しにもつながります。本人の借金を家族が肩代わりすることは、本人の立ち直りの機会を奪ってしまいますので、家族が借金の問題に直接関わることをないようにしましょう。

まず家族が心がけることは、「借金は肩代わりしない」という姿勢を本人にはっきりと伝えることです。その上で「繰り返さないために治療が必要なこと」を伝えます。本人の言い訳や言い分には距離を取りましょう。大切なことは、借金はギャンブルが原因で起きたこと、そしてそれを返済しなければならない、という事実と本人が向き合うことです。

借金の問題には法律相談が役立つことがあります。専門家から返済方法や債務整理などについて適切なアドバイスを心得ることも有効です。法律相談は、本人が借金問題と向きあう貴重な経験にも繋がります。治療が先か、借金の相談が先か、については、そのときの状況によって異なります。

家族が迷い、どうしていいかわからないことがあれば、ギャンブル依存の専門相談を利用することをお勧めします。

借金問題について相談する窓口として、消費者ホットライン、多重債務者向け無料相談窓口、法テラス、各地の弁護士会があります。借金の問題がある方は、相談内容、お住まいの住所などにあわせて、相談してみましょう。

※久里浜医療センター ホームページより

(https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/section/gamble_info.html)

金融庁では、ギャンブル等依存症により多重債務に陥ることを防ぐための貸付自粛制度を紹介しています。

貸付自粛制度について

- 浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行協会（全国銀行個人信用情報センター）に登録することで、貸金業者などからの新たな借入を自粛する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

- 日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（株日本信用情報機構（JICC）、株シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。



■問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

0570-051-051 (ナビダイヤル)
<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

0120-540-558 (フリーダイヤル)
03-3214-5020 (携帯電話・PHSから)
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



※金融庁ホームページより (<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/leaflet2020/05.pdf>)

3 医療における質の向上と連携の促進

(1) ギャンブル等依存症に係る医療の充実等

【現状等】

- 「いわて医療ネット～岩手県医療機関検索サービス～」によると、県内でギャンブル等依存症に対応している医療機関として、17 医療機関（令和2年11月1日現在）が登録されています。
- 令和2年11月1日現在、本県では、ギャンブル等依存症の治療に対応した専門的な医療を提供する専門医療機関は選定されていませんが、県保健福祉部障がい保健福祉課が令和2年7月に実施したアンケート調査によると、県内の21精神科病院のうち6病院が、令和元年度にギャンブル等依存症の診療実績（他の疾患と併せて診療を行った場合も含む）があったと回答しています。
- ギャンブル等依存症である者等が、地域においてギャンブル等依存症の治療に対応した専門的な医療を受けられるようにするためには、ギャンブル等依存症の治療に対応した専門的な医療提供体制の整備を促進し、専門医療機関の選定を進める必要があります。
- 国が指定した依存症対策全国拠点機関においては、ギャンブル等依存症の治療にあたる医療従事者を対象とした、ギャンブル等依存症の専門性を向上させるための研修が行われていますが、未だ県内からの受講者は少ない状況です。

【目標】

ギャンブル等依存症である者等が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、地域において専門的な医療提供体制の整備を促進するとともに、医療機関と関係機関・団体の相互の連携が推進できる基盤を構築します。

【具体的取組】

① 地域における医療提供体制の整備

- ギャンブル等依存症である者等やその家族が必要な治療や支援を受けられるよう、診療実績を有する精神科病院等を中心にギャンブル等依存症に関する専門的な医療提供体制の整備を促進し、専門医療機関の選定につなげるとともに、ギャンブル等依存症の治療に対応した地域の医療機関の拡充と周知を図ります。

- ギャンブル等依存症である者等の効果的な治療を行うために、医療機関において、ギャンブル等依存症の専門プログラムの導入に努めます。

② 医療従事者の専門性の向上

- ギャンブル等依存症である者等が、専門的な医療を受けられるよう、県において、医療従事者を対象とした、ギャンブル等依存症への対応について専門性を高めるための研修を開催します。
- ギャンブル等依存症の治療に当たる医療従事者を対象に依存症対策全国拠点機関等が実施する、ギャンブル等依存症への対応について専門性を高めるための研修に関する情報を提供し、受講を呼び掛けます。

③ 調査研究の推進等

- 国立保健医療科学院が運営する厚生労働科学研究成果データベースや国立研究開発法人医療研究開発機構（AMED）における研究成果について情報収集を行い、関係機関に提供するとともに、事業実施の際の活用に努めます。

(2) 関係機関・団体との連携の促進

【現状等】

- ギャンブル等依存症である者等及びその家族を、できるだけ早期に適切な治療につなげ、その後も切れ目のない回復支援を行っていくためには、医療機関と相談支援機関、自助グループ等の関係機関・団体との連携が必要です。

【目標】

医療機関と相談支援機関、自助グループ等との相互の連携体制を構築します。

【具体的取組】

① 関係機関・団体との連携等

- 精神保健福祉審議会や精神科救急医療体制連絡調整委員会等を通じて、ギャンブル等依存症の実情を関係者間で共有し、相互理解を深めます。
- ギャンブル等依存症である者等及びその家族が、継続して回復に取り組めるよう、医療機関は、必要に応じて自助グループの紹介等を行います。
- 競馬主催者やぱちんこ事業者団体が設置している相談窓口において、ギャンブル等依存が疑われる者に対して、早期に支援につなげられるよう、医療機関、精神保健福祉センター等の紹介を行います。

- 岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会において、関係機関・団体の取組状況に係る情報共有や、課題に関する検討を行い、日常的な連携につなげていきます。

4 ギャンブル等依存症である者等の、円滑な回復と社会復帰のための取組の推進

(1) 社会復帰の支援

【現状等】

- ギャンブル等依存症に対する社会全体の理解が十分ではないと考えられるため、ギャンブル等依存症は、適切な治療や支援により回復が十分可能であるという正しい認識を、社会全体に広めていく必要があります。
- ギャンブル等依存症の円滑な回復のためには、同じ問題を抱えた当事者が集まり、お互いに体験を共有し、分かち合うための自助グループ等への参加が重要です。
- ギャンブル等依存症の回復のために、適切な金銭管理や家計改善のための伴走型支援が求められています。

【目標】

ギャンブル等依存症である者等の円滑な回復と社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症に関する社会の正しい理解を促進するとともに、自助グループ等と連携し、ギャンブル等依存症である者等及びその家族に対する継続的な支援に取り組みます。

【具体的取組】

① ギャンブル等依存症に関する理解促進

- ギャンブル等依存症からの回復と社会復帰が円滑に進むよう、ギャンブル等依存症が適切な治療や支援により回復が可能であること等について正しい認識を普及し、社会全体の理解を促進します。

② 自助グループ等の活用促進

- ギャンブル等依存症である者等及びその家族が、回復に向けて継続して取り組んでいけるよう、関係機関の間で地域の自助グループ等の情報共有に努め、必要に応じて自助グループ等の活用につなげます。

③ 金銭管理や家計改善支援等の推進

- ギャンブル等依存症である者等及びその家族を、関係機関・団体による金銭管理や家計改善の制度等につなげ、円滑な回復を支援します。

(2) 民間団体の活動に対する支援

【現状等】

- ギャンブル等依存症からの回復においては、当事者による自助グループ等が大きな役割を果たしており、ギャンブル等依存症である者等が回復に向けて継続的に治療に取り組むためには、同じ目的を持った仲間と回復を目指すための自助グループ等に参加することが重要です。
- ギャンブル等依存症対策においては、世帯内でギャンブル等依存に起因する多重債務問題等に巻き込まれ苦しんでいる家族への支援も必要であり、同じ悩みを抱えた家族が、お互いに悩みを分かちあい、共有し、連携することでお互いに支えあう家族会等の自助グループの活動も重用な役割を果たしています。
- 県内では、自助グループ等として、当事者の集まりであるGA（ギャンブラーズ・アノニマス）盛岡グループや、家族の集まりであるギャマノン盛岡グループが活動しています。
- 消費者信用生活協同組合においては、ギャンブル等依存に悩む当事者や家族が、問題の解決に向けて、お互いの悩みを語り合う「語り合い空間」を開催しており、当事者や家族が、専門カウンセラーを交えてのグループミーティングを行っています。
- 自助グループ等は、広く県民に認知されているとは言えないことから、更なる周知が必要です。
- 自助グループ等の数は、県内では未だ少ない状況であり、活動地域も限られることから、自助グループ等の育成や活動への支援を行う必要があります。

【目標】

- 自助グループ等の活動や取組について、周知を図るとともに、自助グループ等の育成及び活性化を図ります。

【具体的取組】

① 自助グループ等への支援

- 自助グループ等の活動や取組等について、相談支援機関や事業者団体等の関係機関のホームページやリーフレットへの掲載等により広く周知を図り、県民の理解を促進します。
- 自助グループ等が開催する事業等について、主催者と積極的に連携を図りながら後援等を行うとともに、自助グループ等の活動や取組等を紹介するギャンブル等依存症に関する普及啓発イベントや研修会等を開催します。
- 自助グループ等の活性化に資するよう、相談支援機関や事業者団体等の関係機関と連携を図り、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所を提供するなど、自助グループ等の活動の支援に努めます。
- ギャンブル等依存症者等やその家族が身近な地域で自助グループの活動に参加できるよう、新たな自助グループの設立に向けた支援に努めます。

5 推進状況の管理

本計画に基づく取組の推進状況を明らかにするため、次のとおり指標を設定し、これらの推移や関係する施策の実施状況等を踏まえながら、施策の改善、見直し等を継続的に行います。

基本的な方向性	指標	現状 (R2)	目標 (R5)
1 正しい知識の普及や不適切なギャンブル等を防止する取組の推進	普及啓発イベントの実施回数（回／年）	0	1回以上
2 誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制の充実	民間団体と連携した新たな相談窓口の設置数（か所）	0	1か所
3 医療における質の向上と連携の促進	専門医療機関の選定数（機関）	0	1機関
4 ギャンブル等依存症者が円滑に回復、社会復帰するための取組の推進	自助グループ等との連携による研修会等の開催回数（回／年）	0	1回以上

V 推進体制等

1 推進体制とそれぞれの責務

(1) 推進体制

- ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係機関・団体による包括的な連携協力体制を構築する必要があります。
- そのため、各分野の関係機関・団体等で構成する「岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会」を開催し、関係機関・団体の取組に関する情報共有や、課題に関する検討等を実施しながら、本県におけるギャンブル等依存症対策を推進します。

(2) それぞれの責務

基本法第5条から第9条にかけて、国、県、市町村、関係事業者、県民及びギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務が定められており、これらを踏まえながら、ギャンブル等依存症対策を推進していきます。

① 国

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、推進します。

② 県

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、本県の状況に応じた施策を策定し、推進します。

③ 市町村

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国、県との連携を図りつつ、施策を推進します。

④ 関係事業者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。）に配慮するよう努めることが求められます。

⑤ 県民

県民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。）に関する関心と

理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めることが求められます。

⑥ ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者

医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めることが求められます。

2 関連施策との有機的な連携

- 本計画に基づくギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、「岩手県保健医療計画」、「岩手県アルコール健康障害対策推進計画」、その他の保健・医療・福祉の各分野に関する計画に基づく施策や、多重債務相談に関連する施策等と有機的な連携を図りながら対策を推進します。

3 計画の評価及び見直し

- 県は、本計画で取り上げた統計等の最新データと関連事業の実施状況等を毎年度調査し、計画の進捗状況について評価を行い、岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会に報告します。
- 計画期間の最終年に当たる令和5（2023）年度に本計画に基づく取組の評価を行い、必要に応じて、本計画の見直しを行います。

また、計画期間中であっても、社会情勢の変化等に的確に対応するために必要と認められる場合は、岩手県ギャンブル等依存症推進協議会の意見を聞きながら、本計画の見直しを行います。

【参考資料】

1 ギャンブル等依存症対策基本法

ギャンブル等依存症対策基本法〔平成三十年七月十三日号外法律第七十四号〕

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以

下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

（教育の振興等）

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施）

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合っ
てその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存
症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図
るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、
消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間にお
ける連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他の
ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存
症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な
施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の
方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びに
その成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法

律第九十一号) 第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。) の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(次条において「関係者会議」という。)を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画（概要）

ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状		
➢ 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）		
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等		
➢ 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援		
➢ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮		
➢ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮		
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項		
➢ 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）		
➢ 基本的な考え方		
	PDCAサイクルによる 計画的な不断の取組の推進	多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進
		重層的かつ多段階的な 取組の推進
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について		
➢ ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施		
➢ 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進		

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係	
広告宣伝の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）[公営競技・ばちんこ] 通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ] 本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）[競馬・モーターボート] インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）[競馬・モーターボート]
アクセス制限 施設内の取組	<ul style="list-style-type: none"> 自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）[ばちんこ] 自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）[ばちんこ] 18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）[ばちんこ] 施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ]
相談・治療につなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 [公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ばちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表] ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）[モーターボート]
依存症対策の 体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）[競馬・モーターボート] 依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）[ばちんこ] 第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）[ばちんこ]
II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係	
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁] 婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）[厚労省] ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）[消費者庁] 多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）[金融庁・法務省] 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）[法務省]
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] 専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）[厚労省]
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）[厚労省] 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ]
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）[厚労省] ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）[法務省] 受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）[法務省]
III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
<ul style="list-style-type: none"> シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）[厚労省] 特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）[消費者庁] 新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）[文科省] 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）[金融庁] 産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）[厚労省] 	
IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係	
連携協力体制 の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁] （専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 医師臨床研修の見直し等[厚労省]、医学部における教育の充実[文科省]（平成31年度～） 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成[厚労省] 刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）[法務省]
V 調査研究：基本法第22条関係	
<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）[厚労省] 個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）[競馬・モーターボート] 	
VI 実態調査：基本法第23条関係	
<ul style="list-style-type: none"> 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）[厚労省] 国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）[消費者庁] 相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ] ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）[厚労省] 	
VII 多重債務問題等への取組	
<ul style="list-style-type: none"> 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）[金融庁] 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）[警察庁] 	

3 岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会設置要綱

(目 的)

第1 本県におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）第13条第1項の規定に基づく県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 基本法第13条第3項の規定に基づく推進計画の変更に関すること。
- (3) 県が推進計画に基づき行うギャンブル等依存症対策に関すること。
- (4) その他、会長がギャンブル等依存症対策を推進するために必要と認めること。

(組 織)

第3 協議会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから保健福祉部長が任命する。

- (1) ギャンブル等依存症に関して専門的知識を有する者
- (2) ギャンブル等依存症の当事者及びその家族を代表する者
- (3) その他ギャンブル等依存症対策に携わる関係機関及び関係団体の職員

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長が事故等で不在のときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会 議)

第5 協議会は、保健福祉部長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(オブザーバーの出席)

第6 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者にオブザーバーとして出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、保健福祉部障がい保健福祉課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附則

この要綱は令和2年6月24日から施行する。

岩手県ギャンブル等依存症対策推進協議会 委員名簿

(敬称略)

区分	役職	氏名
医療(4)	日本精神科病院協会岩手県支部 支部長	伴 亨
	岩手県医師会 (岩手県精神神経診療所協会 会長)	藤村 剛 男
	岩手県立一戸病院 上席医療社会事業士	加藤 暁 子
	岩手県精神保健福祉士会 事務局長	浅沼 充 志
学識経験者(2)	岩手医科大学神経精神科学講座 教授	大塚 耕太郎
	岩手県立大学看護学部 教授	伊藤 收
福祉(1)	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 事務局長	宇土沢 学
司法(3)	岩手弁護士会 消費者問題対策委員会 事務局次長	平本 丈之亮
	岩手県司法書士会 副会長	塚崎 友三
	岩手県警察本部 生活安全部 生活環境課長	加藤 秀昭
行政等(3)	岩手県保健所長会 奥州保健所長	仲本 光一
	岩手県精神保健福祉センター 所長	後藤 賢弘
	岩手県学校保健会養護教諭部会 会長	上館 睦子
消費者行政(1)	岩手県県民生活センター 所長	藤本 さとえ
支援機関(1)	消費者信用生活協同組合 専務理事	船ヶ澤 堅一
当事者・家族(3)	当事者の会 会員	当 事 者
	家族会 会員	ム ー ン
	就労継続支援B型 Y-STANDARD 職業指導員	常盤 拓史

事業者団体(2)	岩手県競馬組合 経営管理部長	高橋 啓三
	岩手県遊技業協同組合 専務理事	菊池 均

令和2年11月19日現在

4 自助グループ等一覧

○ GA盛岡グループ（当事者）

- ・会場：カトリック四ツ家教会
- ・住所：岩手県盛岡市本町通2-12-25
- ・電話：ムーン 090-2360-6360(SMSのみ連絡可能)まで
- ・開催日：毎月 第3土曜日 19:00～20:30

○ ギャマノン盛岡グループ（家族）

- ・会場：カトリック四ツ家教会
- ・住所：岩手県盛岡市本町通2-12-25
- ・電話：ムーン 090-2360-6360(SMSのみ連絡可能)まで
- ・開催日：毎月第2水曜日 13:30～15:30
毎月第4木曜日 18:30～20:30

○ 消費者信用生活協同組合「語り合い空間」（当事者及び家族）

[盛岡会場]

- ・住所：盛岡市南大通1丁目8-7 CFCビル2階
- ・電話：019-653-0001
- ・FAX：019-653-6699
- ・開催日：毎月第2・4木曜日 18:30～20:30（当事者）
毎月第3木曜日 18:30～20:30（家族）

[北上会場]

- 住所：北上市大通り1丁目3-1 北上開発ビル（おでんせプラザぐるーぶ）2階
- 電話：0197-61-0133
- FAX：0197-61-0134
- ・開催日：毎月第2・4金曜日 18:00～19:30（当事者）
毎月第3金曜日 18:00～19:30（家族）

5 簡易スクリーニングテスト

SOGS (The South Oaks Gambling Screen)

○世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテスト。

○若年者用や地域の実情に合わせた修正版も作られている。

○ギャンブルで負けたとき、負けた分を取り返そうとして別の日にまたギャンブルをしましたか。

(選択肢 a. しない、b. 2回に1回はする、c. たいていそうする、d. いつもそうする (c または d を選択すると 1 点))

○ギャンブルで負けたときも、勝っていると嘘をついたことがありますか。

(選択肢 a. ない、b. 半分はそうする、c. たいていそうする (b または c を選択すると 1 点))

○ギャンブルのために何か問題が生じたことがありますか。

(選択肢 a. ない、b. 以前はあったが今はない、c. ある (b または c を選択すると 1 点))

○自分がしようと思った以上にギャンブルにはまったことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して、悪いなと感じたことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルをやめようと思っても、不可能だと感じたことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルの証拠となる券などを、家族の目に触れぬように隠したことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルに使うお金に関して、家族と口論になったことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○借りたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルのために、仕事や学業をさぼったことがありますか。

(選択肢 a. ある、b. ない (a を選択すると 1 点))

○ギャンブルに使うお金はどのようにしてつくりましたか。またどのようにして借金をしましたか。当てはまるものに何個でも○をつけてください。

(選択肢 a. 生活費を削って、b. 配偶者のお金から、c. 親類、知人から、d. 銀行から、e. 定期預金の解約、f. 保険の解約、g. 家財を売ったり質に入れて、h. 消費者金融から、i. ヤミ金融から (○1 個につき 1 点))

- 1 12 項目の質問中、その回答から算出した点数が 5 点以上の場合にギャンブル依存の疑いありとされる。
- 2 3 点ないし 4 点の者は将来ギャンブル依存になる可能性が高い (問題ギャンブリング)。

【出典】厚生労働省作成資料「ギャンブル依存症の理解と相談支援の視点」

岩手県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和3年3月

岩手県保健福祉部

020-8570 盛岡市内丸10番1号

障がい保健福祉課（こころの支援担当）

電話 019-629-5450

FAX 019-629-5454

E-mail AD0006@pref.iwate.jp